

国立大学法人旭川医科大学再雇用契約職員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長  
学長職務代理 理事 松野丈夫

国立大学法人旭川医科大学再雇用契約職員規則の一部を改正する規則（案）

国立大学法人旭川医科大学再雇用契約職員規則（平成18年旭医大達第77号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(諸手当)</p> <p>第12条 フルタイム勤務職員には、職員給与規程第3章に規定する管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当、広域異動手当、極地観測手当及び寒冷地手当は支給しない。</p> <p>2 フルタイム勤務職員に対する職員給与規程第19条第1項第2号に規定する初任給調整手当の適用については、同号中「医療職基本給表の適用を受ける職員であって」とあるのは、「再雇用契約職員のうち病院に勤務する者であって」と読み替えるものとする。</p> <p>3 <u>フルタイム勤務職員に対する職員給与規程第19条第1項第3号に規定する初任給調整手当の適用については、同号中「医療職基本給表の適用を受ける職員（前号に該当するものを除く。）及び看護職基本給表の適用を受ける職員（保健管理センターで勤務するものを除く。）」とあるのは、「再雇用契約職員のうち病院に勤務する者（事務職員および調理師を除く。）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>4 フルタイム勤務職員に対する職員給与規程第36条に規定する期末手当の適用については、同条第2項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p>	<p>(略)</p> <p>(諸手当)</p> <p>第12条 フルタイム勤務職員には、職員給与規程第3章に規定する管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当、広域異動手当、極地観測手当及び寒冷地手当は支給しない。</p> <p>2 フルタイム勤務職員に対する職員給与規程第19条第1項第2号に規定する初任給調整手当の適用については、同号中「医療職基本給表の適用を受ける職員であって」とあるのは、「再雇用契約職員のうち病院に勤務する者であって」と読み替えるものとする。</p> <p>3 フルタイム勤務職員に対する職員給与規程第36条に規定する期末手当の適用については、同条第2項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p>

5 フルタイム勤務職員に対する給与規定第39条第2項に規定する勤勉手当の勤務成績に応じて別に定める割合（以下「成績率」という。）は、次の表に定める成績率を基準として本学の財政事情を考慮の上、支給の都度、学長が定める。

勤務成績	成績率	
	6月支給の場合	12月支給の場合
(1) 優秀	100分の47	100分の47
(2) 良好	100分の43.5	100分の43.5
(3) (1)・(2)以外	100分の43.5未満	100分の43.5未満

(略)

附 則

この規則は、令和4年2月16日から施行し、改正後の旭川医科大学再雇用契約職員規則は令和4年2月1日から適用する。

**【改正理由】**

初任給調整手当を再雇用契約職員の医療職及び看護職に適用するため、所要の改正を行うものである。

4 フルタイム勤務職員に対する給与規定第39条第2項に規定する勤勉手当の勤務成績に応じて別に定める割合（以下「成績率」という。）は、次の表に定める成績率を基準として本学の財政事情を考慮の上、支給の都度、学長が定める。

勤務成績	成績率	
	6月支給の場合	12月支給の場合
(1) 優秀	100分の47	100分の47
(2) 良好	100分の43.5	100分の43.5
(3) (1)・(2)以外	100分の43.5未満	100分の43.5未満

(略)